

レスパイト・ケアについて

【目的】

レスパイト・ケアは、委託児童を養育している里親が休息をとるために援助を必要とする場合、一時的に他の里親やファミリーホーム又は乳児院、児童養護施設などで当該児童を預かることにより、里親が行う委託児童の養育を支援することを目的としています。

【対象者】

現に委託児童を養育している里親で、レスパイト・ケアを必要とする里親

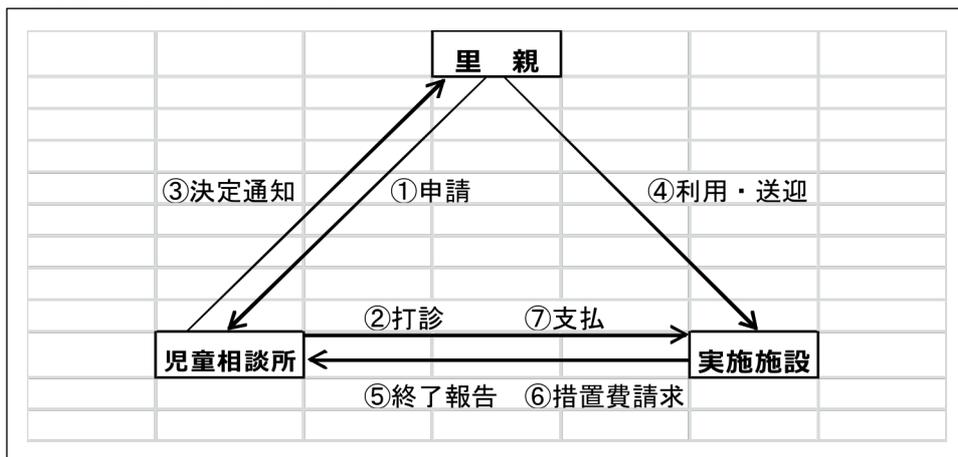
【実施施設】

児童相談所長があらかじめ指定した里親、ファミリーホーム、乳児院及び児童養護施設など

【期間】

- ・レスパイト・ケアの一回の連続した実施期間は、必要と認められる日数で、原則7日以内です。
- ・1年間の利用回数は、必要と認められる回数とします。
- ・レスパイト・ケアの実施が宿泊を伴わない場合は、1日実施したものと見なします。

レスパイト・ケアの流れ



◎レスパイト・ケアを希望する場合は、里親担当者へご連絡ください。申請は、原則として希望する日の2週間前までをお願いいたします。